

コベカツクラブ「DjamBeat Tribe」規約（活動方針）

第1章 総則

（名称）

第1条 本クラブは、DjamBeat Tribe（以下「本クラブ」という）と称する。

（目的）

第2条 本クラブは、打楽器の演奏活動を通じて、子供たちを中心とした参加者に学校生活とはまた違った形で多様な体験や豊かな交流の機会を提供し、参加者一人ひとりの健やかな成長につなげることを目的とする。

（活動）

第3条 本クラブの活動は、文部科学省の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月）」及び神戸市教育委員会の「「コベカツクラブ」のあり方についての方針（令和6年12月）」を踏まえたものとする。

第2章 クラブへの参加

（入会）

第4条 本クラブに入会しようとする者（未成年者にあつてはその保護者を含む。）は、本規約を遵守するとともにクラブの円滑な運営に協力することとし、別紙「入会届」を本クラブに提出し、承認を得るものとする。

- 1）入会の登録有効期間は、入会申請を受けた日からその年度末日までとする。
- 2）参加者から申出がない限り、毎年度これを更新する。

（活動費）

第5条 本クラブの会費は、1人月額4,000円とする。

- 1）会費は、入会日が属する月から退会日が属する月分支払うものとする。
- 2）演奏会、発表会、イベント出演、研修会等に係る経費及び備品の購入費等は、別途徴収することができるものとする。
- 3）会費の支払いが2か月以上遅延した参加者は参加をお断りすることがある。

（退会）

第6条 退会する場合は、別紙「退会届」を本クラブに提出し、任意に退会することができる。

- 1）参加者またはその保護者による、スタッフや他の参加者等への暴言・脅迫・過度な要求などのハラスメント、暴力行為等が発覚した場合、本クラブは即時に退会処分とし、以降の参加を一切お断りする。
- 2）また、中学生の参加者は中学校を卒業する年度末日をもって自動退会とする。参加者がそれ以降も参加継続を希望する場合には、入会届を再提出することをもって参加継続とする。

第3章 組織

(役員)

第7条 本クラブには、次の役員を選任し、役員に欠員が生じた場合は直ちに補充するものとする。

- 1) 代表（責任者） 1名
- 2) 副代表 1名
- 3) 会計 1名

(会議)

第8条 本クラブは、次の会議を置く。

- 1) 総会
- 2) 役員会

(総会)

第9条 総会は、以下の事項について決定する際に開催する（通常年1回）。

- ・総会は、役員に加えて運営に関わるスタッフ全員をもって構成する。
- ・総会は、運営に関わるスタッフ全員の3分の2をもって成立する。
- ・総会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは代表の決するところによる。

- 1) 規約の変更
- 2) 年間の活動方針・計画
- 3) 年度毎の決算（会計報告）及び予算
- 4) 役員の選任又は解任
- 5) 会費等の金額の変更

第4章 その他

(事故の責任)

第10条 参加者は、本クラブの活動に際して諸規定を遵守し、指導者の指示に従って安全に活動するものとする。

(保険加入)

第11条 本クラブの参加者は、本活動中における怪我等に備え、傷害保険に加入するものとする。

- 1) 中学生の参加者は、神戸市が指定する保険を適用するものとする。
- 2) 中学生以外の参加者は、各自の責任において傷害保険に加入するものとする。

(個人情報の管理)

第12条 本クラブの活動により得られた個人情報は、本クラブは「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号）」及び関係法令等を遵守し、適正に取り扱うこととする。

- 1) 本クラブは、法令等により開示・提供が求められた場合を除き、本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に開示又は提供をすることはできない。
- 2) 本クラブの指導者、参加者、保護者、その他関係者は、クラブの活動において知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に知らせることのないよう徹底しなければならない。

(その他)

第13条 この規約に定めのない事項及び運営上の支障をきたしている場合又はそのおそれがある場合は、役員会の決議により対応を決定することとする。

(附則)

- 1 この規約は、令和8年9月1日から施行する。
- 2 本クラブの役員は、次に掲げる者とする。

代表（責任者）	稲田 謙司
副代表	藤村 沙織
会計	藤村 朱音